## 規則

### ○原子力規制委員会規則第四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年九月十三日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

**第一条**　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）　別表第一

二　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第二

三　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第三

四　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）　別表第四

五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第五

六　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第六

七　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第七

八　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第八

九　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第九

十　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第十

十一　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第十一

十二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第十二

十三　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）　別表第十三

**第二条**　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

**附　則**

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

**別表第一**　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （製錬の事業の指定の申請）<br>**第一条の二**　法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>［一～三　略］<br>2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>［一～五　略］<br>六　法第三条第一項の指定を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書<br>3　［略］ | ［同上］<br>［一～三　同上］<br>2　［同上］<br>［一～五　同上］<br>［号を加える。］<br>3　［同上］ |